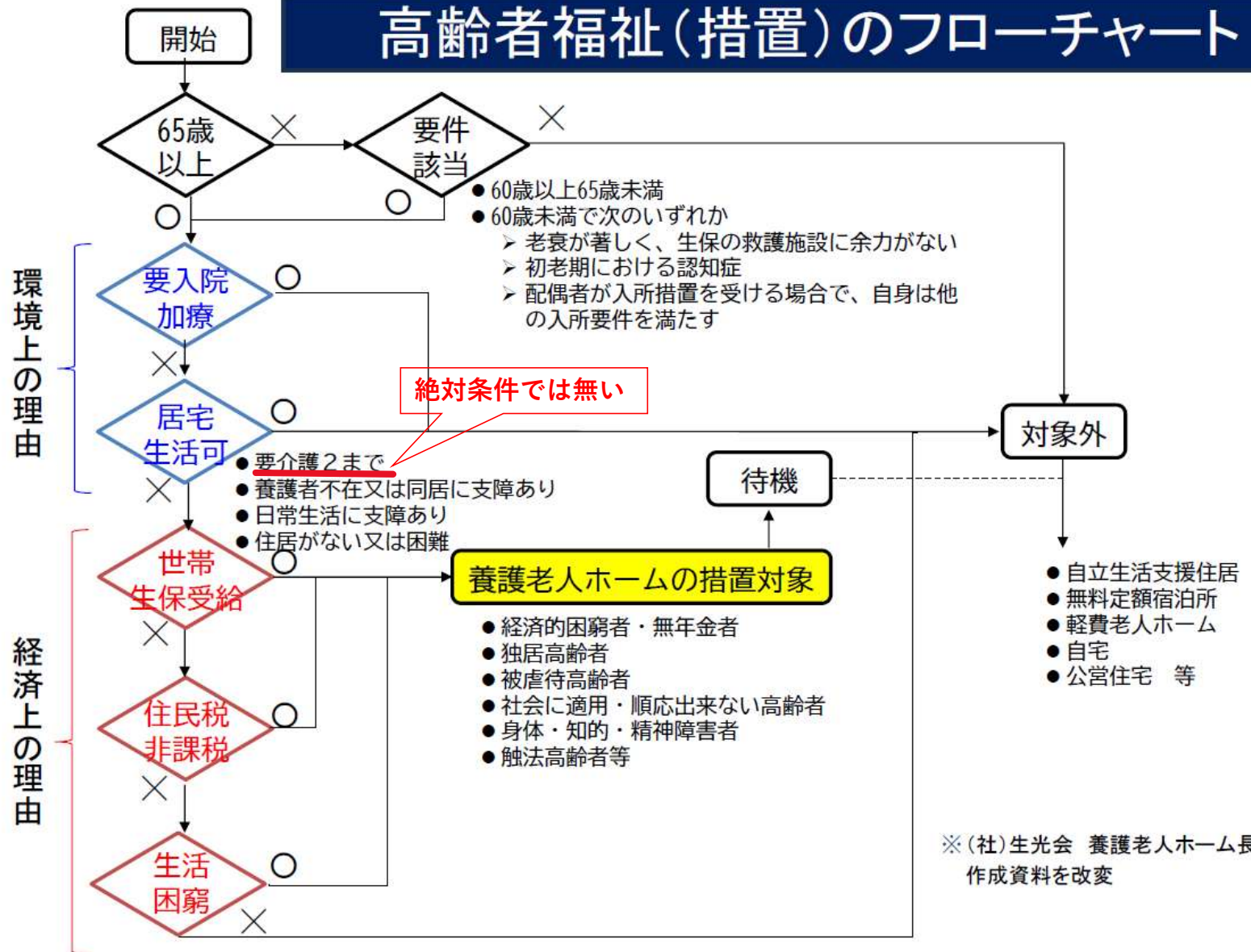
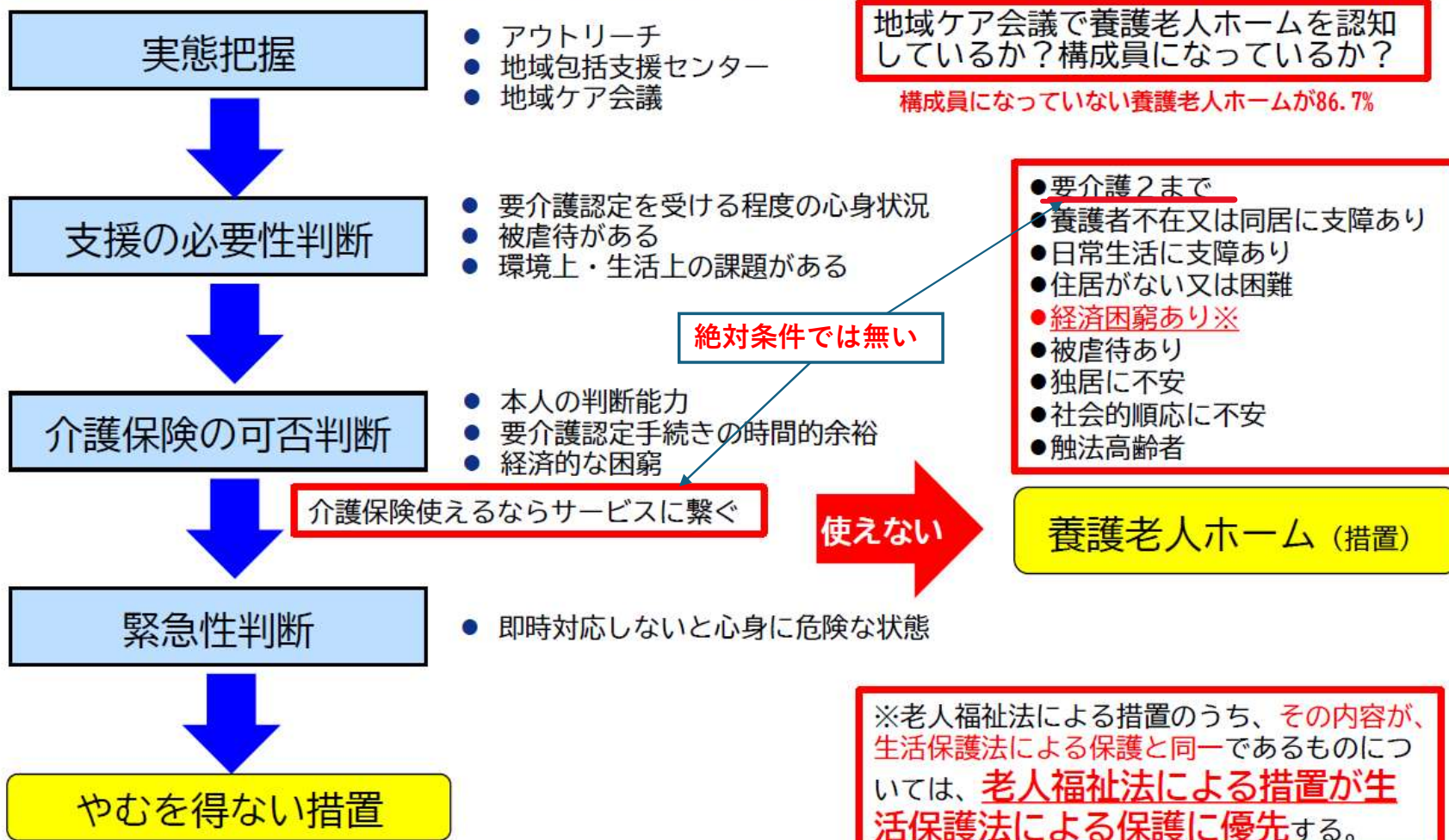


高齢者福祉(措置)のフローチャート



(出典)
厚生労働省

高齢者の課題発見と支援のフロー



(出典)
厚生労働省

高齢者の経済困窮に対する法令上の整理

生活保護

1 生活扶助		衣食、その他日常生活に必要な費用
2 住宅扶助		家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用
3 教育扶助		学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用
4 医療扶助		けがや病気の治療に必要な費用
5 介護扶助		介護を受けるために必要な費用
6 出産扶助		出産に必要な費用
7 生業扶助		技能修得や高等学校等の就学に必要な費用
8 葬祭扶助		葬祭に必要な費用 （葬祭を行う扶養義務者がなく、保護を利用している方が葬祭を行う必要がある場合の費用、など）

老人福祉法に基づく措置を優先
（養護老人ホーム、
やむを得ない措置）

生活保護法に基づく生活保護で支援

（例）
経済困窮あり、要介護2
食事・排泄に介助が必要

×生活保護で住宅扶助、生活扶助、
介護扶助を受けて介護付き有料老人
ホームに入居

○養護老人ホームの利用

（出典）
厚生労働省

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

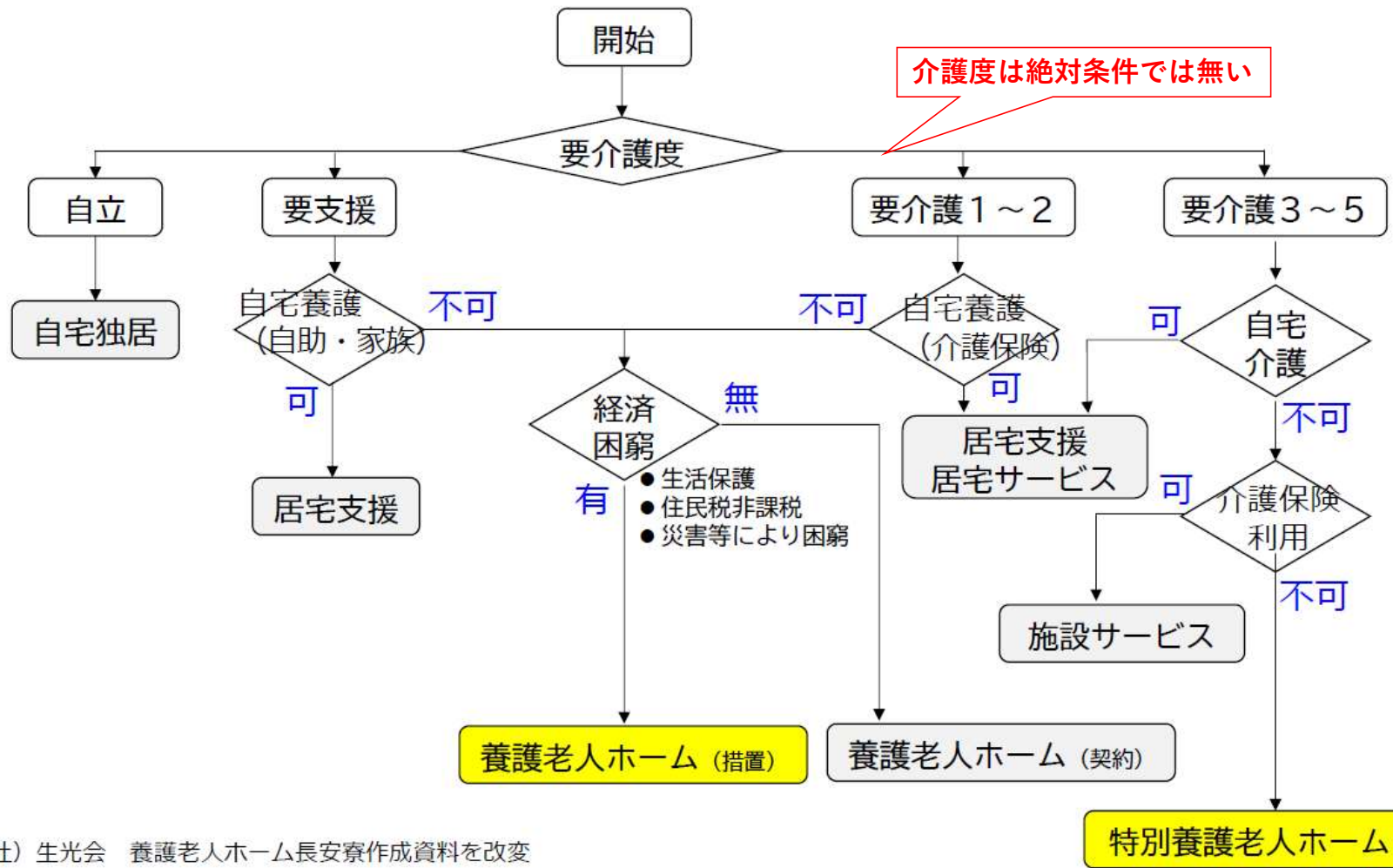
- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。（老人福祉法第20条の4）
- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

（措置の理由）

- ・ 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・ 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

- 課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- 経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。

養護老人ホーム入所のフローチャート



(出典)
厚生労働省

※ (社) 生光会 養護老人ホーム長安寮作成資料を改変

4-2. 厚生労働省からケアマネ協会への養護軽費の活用の推進依頼

- 厚労省担当者からケアマネ協会側へ相談した結果、理解促進に向けた協力について理事会で承認され、必要な資料等をメーリングリストやホームページで周知された



一般社団法人
日本介護支援専門員協会
JCMA Japan Care Manager Association

 検索

 Myページ

 ログイン/新規登録

 メニュー



介護支援専門員の皆様へ：養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について

[HOME](#) > [お知らせ](#) > [一般向け情報](#) > 介護支援専門員の皆様へ：養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について

令和07年12月3日 重要

厚生労働省老健局高齢者支援課より、介護支援専門員への養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について周知依頼がありました。

- ・課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- ・経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。
- ・地域としての課題解決が進むよう、**地域のセーフティネット**である養護老人ホームが地域ケア会議の構成員となれるよう、市町村や地域包括支援センターへの働きかけをお願いします。

○[養護老人ホーム・軽費老人ホームについて（厚生労働省老健局高齢者支援課）](#) [PDF]

養護老人ホームの入所者像〔一部〕

2 無年金など経済的に困窮した方

4 要支援者

6 身体的な障害をお持ちの方

8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者

10 以前に犯罪を犯した方

1 独居の高齢者

3 虐待を受けている高齢者

5 要介護者

7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方

9 ホームレスの方

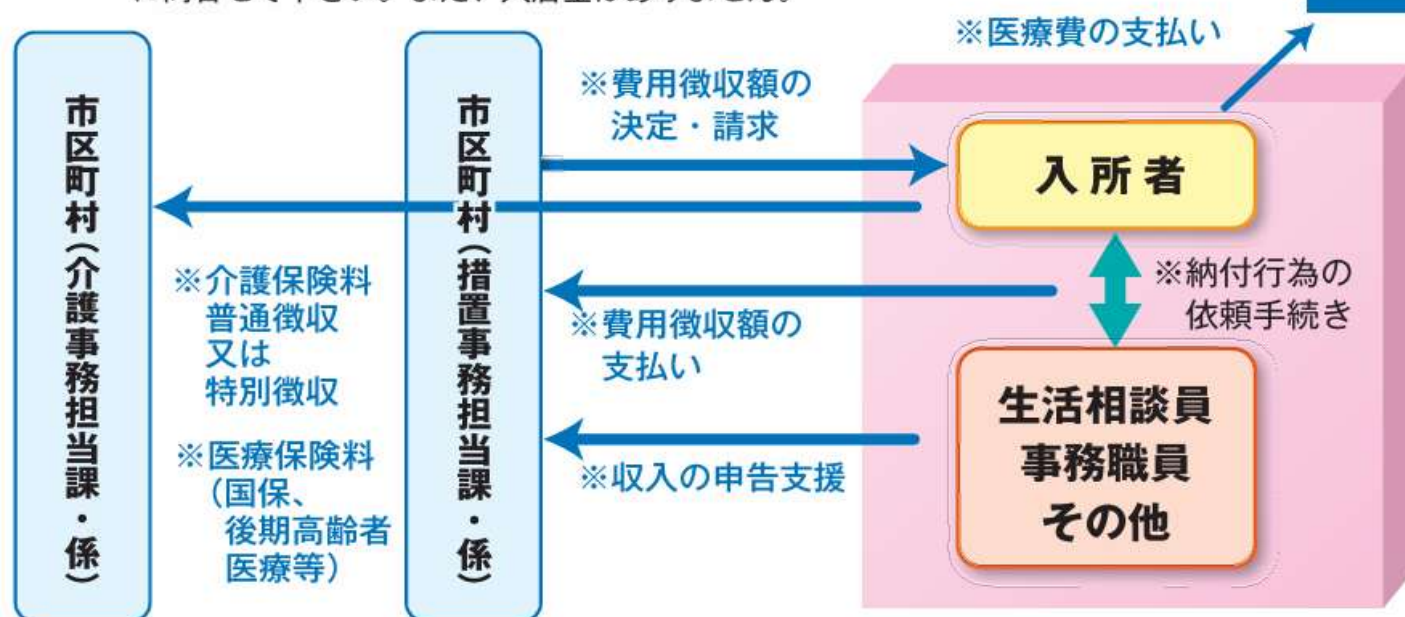
11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方

費用はどれくらい？



1 全体的な流れ（別紙もご参照ください）

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せ下さい。また、入居金はありません。



※費用徴収額→前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額を階層表に当てはめ算出した額になります。

※毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より1年間同金額を毎月個人が、各市区町村（福祉事務所）に支払います。